

シグナル



少年の非行防止と
健全育成を願って

充実した夏休みを

令和4年7月発行

あわら市少年愛護センター

青少年健全育成あわら市民会館

TEL : 0776-77-3937



夏休みの生活について

夏休み期間は、学校が休みになって気がゆるみ、不規則な生活になりがちです。しかし、この期間は子どもが学習や遊びなどを自ら計画し実行することで、自主性を育てるよい機会です。また、地域での活動を通し、地域との交流を深める良い機会にもなります。

新型コロナウイルス感染防止の対策も考慮しつつ、お子様がこの夏休みを健全に有意義に過ごせますように、以下のとおりアドバイスをお願いします。

- ① 手洗い、外出時のマスク着用など、コロナウイルス感染防止対策にしっかり取り組もう。
- ② 毎日、早寝早起きをして朝ごはんを食べよう。
- ③ 学習や読書、遊びなどの時間を決めよう。
- ④ 家族の一員として家事などの手伝いをしよう。
- ⑤ 決められた社会のルールを守ろう。
- ⑥ 「いかのおすし」をわすれない。
- ⑦ 危険な場所へはいかない。危険な行為をしない。交通事故、火災事故、水の事故に注意。
- ⑧ 地域での活動に積極的に参加しよう。



■ ネットの危険からお子様を守るために ■

インターネットなどを不適切に利用することによって、以下のようなトラブルに巻き込まれる場合があります。

・事例1 スマートフォンなどの使いすぎで、生活のリズムが乱れてしまった。

スマートフォンが気になるあまり、長時間の使用となり、夜型の生活リズムとなってしまうことがあります。

・事例2 何気ない言葉で思わぬトラブルに発展した。

文字だけのやり取りでは気持ちが通じないことがあり、トラブルになってしまうことがあります。

・事例3 ネットに流れた情報は、回収や削除が困難。

自我撮り画像や悪ふざけ画像など、ネット上に流すとすべてを回収や削除することは不可能で、悪用される場合があります。

・事例4 ネットだけでは相手の本当の姿はわからない。

ネットで知り合った人を信用して会うことによって、事件や犯罪に巻き込まれた子どもがいます。

・事例5 保護者に内緒で課金したり、物を売買したりした。

ゲームでの課金やオンラインショッピングでの詐欺被害など、お金に関わるトラブルが起っています。

※改正刑法・インターネットで、他人を誹謗中傷した際の罰がきびしくなりました。(6月に改正)

(参考 青少年のネット非行・被害対策情報)

★ご家庭で、お子様とSNSに関する約束について話し合ってください。

あわら地区防犯ポスター・作文コンクールのお知らせ

主催：あわら地区防犯ポスター・作文コンクール実行委員会

応募様式	○ポスターの部 四つ切サイズ または八つ切りサイズ 作品の裏に、タイトル、住所、氏名(ふりがな)、学校名、学年を記載してください。 ○作文の部 400字詰め原稿用紙2枚から3枚以内 本文とは別に表紙を1枚つけ、そこにタイトル、住所、氏名(ふりがな)、学校名、学年を記載し、原稿用紙1枚目の頭から本文を書いてください。 ○アイデアの部 防犯グッズや防犯に関するアイデアを別添応募用紙に記入 詳しくは、別配布コンクール要綱(あわら警察署より)を参照ください。 ※いずれも未発表の作品に限ります。
テーマ	① 少年の非行防止に関すること。(例：万引き、薬物乱用、携帯電話サイトの悪用 など) ② 防犯に関すること。(例：自転車盗、空き巣、インターネット利用犯罪 など) ③ その他、特殊詐欺防止対策
応募方法	本紙裏面の応募用紙に必要事項を記入し、作品と一緒に学校の先生に提出してください。
応募締切	令和4年9月2日(金)

《 悩みごと相談 》 ～ 一人で悩まず、まず電話 ～

あわら市少年愛護センターでは、子どもに関する相談を受け付けています。非行やいじめの問題、その他子どもに関することでお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。ご相談は、下記少年愛護センターに直接お越しくださるか、お電話くださいますようお願いいたします。

もちろん、子ども自身の相談も受け付けます。悩みごとがあれば、一人で悩まず相談してください。

《あわら市少年愛護センター》

住所：あわら市二面32-16 湯のまち公民館内

TEL：0776-77-3937

※午後は、主に市内を巡回しています。お電話や訪問はできるだけ午前中をお願いします。



※上記以外でも青少年に関する相談を受け付けています。

- ・福井県の「24時間電話相談」 0120-0-78310 (24時間・365日)
- ・県総合福祉相談所 0776-24-3654 (24時間・365日)
- ・県警察本部ヤングテレホン 0120-783-214 (月～金 8:30～17:15)

ご存じですか？◆福井県自転車条例が制定されました！◆7月1日施行

◎自転車保険等の加入＝義務

※小学生が加害者で、9500万円以上の損害賠償命令を受けた事例もあります。

- ・自転車利用者が未成年者の場合は保護者が加入

◎ヘルメットの着用＝努力義務

- ・命を守るため、自転車利用時はヘルメットを着用しましょう。
- ・保護者は、お子様（中学生以下）にヘルメットを着用させましょう。

◎自転車の定期的な点検整備＝努力義務

- ・ブレーキ、タイヤ、ライト、尾灯等の点検整備をしましょう。
- ・反射材も装着しましょう。



☆交通ルールとマナーを守って安全に利用しましょう。



きりとりせん

防犯ポスター・作文コンクール応募用紙

応募締切：9月2日（金）

ふりがな		学校名	学校	
氏名		学年・組	年 組	
住所	あわら市		性別	男・女
応募分野	ポスターの部	作文の部	アイデアの部 (いずれかに○をつけてください)	
タイトル				